

妙智會

3月14日本部供養会
本殿大講堂（ライブ配信）
宮本法嗣先生ご指導Vol. 128
2024. 3. 16
1/2

まもなく会主さま、大導師さまの祥月命日がやって参ります。3月というのは、妙智會において大きな意味のある月であり、会主さま、大導師さまお二人の大きなお慈悲を頂ける月です。私たちはどう修行すべきかいうことを一人一人が振り返り、ぜひしっかりと、ご修行をして頂きたいと思います。

まずはご先祖さまを集めることについて。皆さんは役所や役場に行ってお先祖さまを調べるのが、簡単な調べ方だと思っているかもしれませんが、それだけではご先祖さまの姿や、状況を知ることにはできません。やはりご先祖さまのお寺に行ってお先祖さまを調べ、お寺で過去帳を見せて頂くことが大切です。

昔は戸籍に入れない人たちもいたわけで、戸籍に入れずに養子に出すとか、色々な事情があって産まれたお子さん、地域的な差別で戸籍に入れない人がいた時代がありました。そういった戸籍上に書かれていない方に対しても、お寺の場合はきちんと記されている場合があります、その方が亡くなったという証を、きちんと残してくださっている場合があります。ですから、ご自身のご先祖さまがいらっしゃるお寺の過去帳も、調べた方が良いでしょう。

すべてのご先祖さまを集めるのが妙智會の教えの基本です。そのために会主さまは、「お寺にも行って調べなさいよ。そのためには、お寺さんとも仲良くなりなさいよ」とおっしゃいました。

まずお寺を大切にすること、そちらのご住職に対して誠意を持つことです。そうしなければ、お寺のご先祖さまの過去帳をどうぞと言って、喜んで見せてはくれません。その根底には念願が必要です。ご先祖さまのお寺のご先祖さまの過去帳を見させて頂きたい

という念願とともに、人間的な付き合いもしていかなければなりません。

役所の戸籍上のご先祖さまというのは、いわゆる、書類の上で誰に見せても大丈夫なご先祖さまということです。子供が生まれても、生まれたことを役所に言わなければ、その子は生まれたことにならないわけです。しかしお寺の場合は、その人に戸籍があるかどうかということに関わらず、その方の存在をきちんと認めてくださいます。

人間というのは不思議なもので、例えばその方が行方不明でも身元が分からなくても、戸籍のある無しに関わらず、亡くなると誰かが必ず供養をしてくれるのです。お寺というのは、どんな方に対しても、亡くなった方に対して手を合わせてくださいます。だからこそお寺というのは大切に、皆さんもお寺でご自身のご先祖さまを調べて頂きたいのです。

そしてご自身の夫、妻のご兄弟。つまり分家も良く調べてください。皆さんはすべてのご先祖さまを受け継いでいるのですから、先祖の割合を本家が8割、分家が2割などと勝手に決めつけないで、分家も調べてください。兄弟が多ければ多いほど、お寺の数も増えますが、たくさんのお寺、お墓を知っているということは、ありがたいことだと思います。そのことを厄介だ、面倒くさいなどと思っ
てはいけません。

3月というのは、本当に大きな意味のある月です。ぜひ3月28日、春の大法要には大勢の方に千葉聖地にお越し頂き、会主さま大導師さまお二方に、報恩感謝の誠をお捧げさせていただきますことを強く願っております。